

各 位

会 社 名 川崎地質株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 坂上 敏彦
 (コード：4673)
 問 合 せ 先 取締役執行役員財務・株式部長
 土子 雄一
 電 話 番 号 03-5445-2071

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 13 日付で公表した「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 4 月 28 日(金)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 160,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 500 円
(4) 資 金 調 達 の 額	80,000,000 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(6) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
(7) そ の 他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 1 月 13 日付で本制度の導入を公表し、その後、平成 29 年 2 月 24 日開催の第 66 期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、平成 29 年 1 月 13 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。))の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

処分価額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
80,000,000 円	—	80,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成29年3月13日から平成29年4月11日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である500円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額500円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均480円（円未満切捨）に対して104.2%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均463円（円未満切捨）に対して108.0%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員3名（うち2名は社外監査等委員）が特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）並びに執行役員及び理事（以下、総称して「取締役等」といいます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成28年11月30日現在の発行済株式総数5,289,900株に対し3.02%（小数点第3位を四捨五入、平成28年11月30日現在の総議決権個数4,257個に対する割合3.76%）となりますが、本制度による当社株式の給付は業績達成度合いにより給付株数を毎年決定するもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）

②信託契約（株式給付信託契約）の内容

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託の目的 役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること

委託者 当社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受益者 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

信託管理人 当社と利害関係のない第三者を選定

信託契約日 平成29年4月28日（予定）

信託設定日 平成 29 年 4 月 28 日 (予定)

信託の期間 平成 29 年 4 月 28 日 (予定) から信託が終了するまで

(1) 名 称	資産管理サービス信託銀行株式会社		
(2) 所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 晴海トリトンスクエア タワー Z		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森脇 朗		
(4) 事業内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務		
(5) 資本金	50,000 百万円		
(6) 設立年月日	平成 13 年 1 月 22 日		
(7) 発行済株式数	1,000,000 株		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	653 人 (平成 28 年 9 月 30 日現在)		
(10) 主要取引先	事業法人、金融法人		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 16% 朝日生命保険相互会社 10%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	みずほ信託銀行株式会社の再信託受託先としての株式給付信託 (従業員向け給付型) 取引。		
関連当事者への 該当事項	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位: 百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純資産	58,535	59,419	60,385
総資産	735,648	1,993,528	5,473,232
1 株当たり純資産 (円)	58,535	59,419	60,385
経常収益	22,651	23,785	24,500
経常利益	1,911	1,792	1,721
当期純利益	1,169	1,129	1,129
1 株当たり当期純利益 (円)	1,169.04	1,129.20	1,129.27
1 株当たり配当額 (円)	240.00	230.00	230.00

※ なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であり、同社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報（企業行動規範等）に基づく調査により、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

本信託の導入にあたり、同種の信託の受託実績や信託導入に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本信託の円滑かつ堅確な導入と運営の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行株式会社を受託者として選定いたしました。なお、当社を委託者、みずほ信託銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づき、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として再信託しますので、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）が割当先として選定されることになります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は処分先である資産管理サービス信託銀行（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成29年4月28日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書締結の内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本信託に拠出される当初信託金が処分期日において信託財産内に存在する予定である旨、株式給付信託契約書により確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処 分 前 (平成28年11月30日現在)		処 分 後	
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	6.88%	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	9.91%
三木 幸藏	5.29%	三木 幸藏	5.29%
西田 弘	4.84%	西田 弘	4.84%
株式会社みずほ銀行	4.00%	株式会社みずほ銀行	4.00%
株式会社三井住友銀行	3.12%	株式会社三井住友銀行	3.12%
日本生命保険相互会社	3.04%	日本生命保険相互会社	3.04%
川崎地質従業員持株会	2.78%	川崎地質従業員持株会	2.78%
明治安田生命保険相互会社	2.28%	明治安田生命保険相互会社	2.28%
友田 萬里子	1.96%	友田 萬里子	1.96%
みずほ信託銀行株式会社	1.47%	みずほ信託銀行株式会社	1.47%

- (注) 1. 処分前（平成28年11月30日現在）に、当社は自己株式1,000,071株（18.91%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 処分後の大株主及び持株比率については、平成28年11月30日現在の株主名簿を基準としたものであります。
3. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式の割合で記載しております。
4. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績の状況

(1) 最近3年間の業績 (単位:百万円)

	平成26年11月期	平成27年11月期	平成28年11月期
売上高	7,684	7,201	6,737
営業利益	242	249	126
経常利益	270	283	183
当期純利益	121	117	64
1株当たり当期純利益(円)	28.24	27.46	15.11
1株当たり配当金(円)	10	10	10
1株当たり純資産(円)	670.26	686.23	678.55

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年11月期	平成27年11月期	平成28年11月期
始 値	548円	520円	501円
高 値	670円	555円	535円
安 値	471円	465円	398円
終 値	521円	505円	481円

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	437円	425円	475円	465円	456円	477円
高 値	440円	535円	489円	483円	485円	516円
安 値	424円	421円	450円	465円	451円	461円
終 値	428円	481円	470円	472円	485円	511円

③ 処分決議日直前取引日における株価

	平成29年4月7日現在
始 値	492円
高 値	492円
安 値	492円
終 値	492円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 処分要項

(1) 処分する株式の種類及び数	普通株式 160,000株
(2) 処 分 価 額	1株につき金 500円
(3) 資 金 調 達 の 額	80,000,000円
(4) 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(5) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)
(6) 申 込 期 日	平成29年4月28日(金)
(7) 払 込 期 日	平成29年4月28日(金)
(8) 処分後の自己株式数	840,071株

※処分後の自己株式数は、平成28年11月30日現在の自己株式数を基準として記載しております。

以 上